

仕 様 書

海上保安学校

1 概 要

本仕様は、舞鶴港内に停泊中の巡視船船内の A 重油を受取り、同港内別巡視船に運搬搭載することについて、その仕様を定めるものである。

2 件 名

巡視船船舶燃料 (A 重油) 運搬及び搭載作業 (単契)

3 履行期限

令和 6 年 3 月 2 2 日

4 履行場所

(1) 燃料受取場所

舞鶴市舞鶴港第 3 ふ頭

(2) 燃料搭載場所

海上保安学校専用岸壁

5 作業

- (1) 舞鶴港第 3 ふ頭に係留中の巡視船 (以後「本船」という。) 船内に搭載されている船舶燃料 (A 重油 : 予定数量 1 6 0 K L) を海上保安学校が別途依頼する業者から受け取った後に海上保安学校専用岸壁に係留中の巡視船に搭載すること。なお、「別添 情報保全に係る履行体制に関する誓約書」を作成のうえ支出負担行為担当官に提出し、実施日を確認のうえ、履行できる者でなければならない。
- (2) 作業を行うにあたっては、監督職員と十分打ち合わせのうえ、漏油等の事故が発生しないよう関係法令に遵守し安全対策には万全を期すこと。
- (3) 漏油事故が発生した場合は、海上への流出防止措置及び海上での拡散防止措置を講ずることとする。
- (4) 関係法令等を遵守するとともに、法令により所轄消防署への申請手続きが必要となる場合は、受注者が同手続きを行うこととし、当該費用は海上保安学校が負担することとする。
- (5) 本船への搭載が終了したときは、納品書をもって監督職員に通知し、全ての作業が完了したときは、完了届を提出すること。
- (6) 本仕様書に記載のない事項でも自然付帯する費用等は請負金額の範囲内で実施する。
- (7) 本仕様に必要なとする作業用具、機器は受注者において準備するものとし請負金

額に含むものとする。

6 検 査

履行の完了は、海上保安学校長が検査を命じた職員の検査合格をもって完了とする。

7 その他

- (1) 仕様内容に疑義が生じた場合は、海上保安学校担当者と協議のうえその指示に従うこと。
- (2) 契約に関する一般的事項については、「海上保安学校入札・見積者心得書」によるものとする。
- (3) 本契約の支払いは、海上保安学校の指定する様式により提出することとし、海上保安学校は、受注者から適正な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。